

あんしん



■ 第6回多機能型施設プロジェクト（障害者策検討部会専門部会）

平成21年11月5日（木）
午前10時から12時まで
市庁舎7階 7S会議室

- 1 多機能型施設の相談機能について

- 2 乳幼児、学齢児の受け入れについて

- 3 多機能型施設の名称について

- 4 その他

《次回日程》

- 日時：平成21年12月10日（木）
午後2時から4時まで
○会場：市庁舎8階 8C会議室

■ 多機能型施設の相談支援機能について

1 職員体制

○医師、看護師、社会福祉職によるチーム対応を行う。社会福祉職は専任とし、複数配置する。

○必要に応じて理学療法士など他職種の応援が得られること

2 設備等

○プライバシーが守られる相談室を施設内に確保して、実施する。相談に際しては、本人が同席できるようスペースが確保されていることが必要である。

3 業務内容

(1) 相談の形態

○来所、訪問、同行（通院、通学、通所など）の多様な形態を必要に応じて選択して実施する。訪問による相談は、外出の機会を創出する観点から家庭や家屋・居室の状況の把握が必要不可欠である場合などに限定して行う。

○相談のための送迎の実施についても対応を検討する。

(2) 相談支援の実施内容

○本人・家族の生活全般にわたる相談に対応する。

○退院前後の在宅生活の組み立てに関する相談への対応は、児童相談所等と連携して実施する。また、このためには、医療機関へ多機能型施設の相談機能や児童相談所の存在が十分に周知されていることが前提となる。

○福祉サービスの利用援助やサービス調整会議を行う際には、支給決定を行う機関（児童相談所、区）の担当者が必ず同席し、導入するサービスの種類や支給量について合意形成が図られることが必須である。

○相談支援や障害福祉サービスの提供が利用者本位のものとなっているかを常に点検する。

○相談支援は、危機的状況の回避や目の前の課題の解決にあたるだけでなく、本人・家族を支えるライフステージに応じた支援体制を形成することを視野に入れて行われるべきである。

(3) 集団支援

障害理解を促進するための家族教室の企画やグループの形成支援、ピアカウンセラーの育成など、個別対応ではない相談支援についても実施を検討する。

(4) 連絡調整会議

○多機能型施設の相談支援機能の平準化を図るため、多機能型施設のほか、重症心身障害児者施設や関連機関による市域の連絡調整会議を実施する。

○多機能型施設所在区や周辺区で医療的ケアのある人を受け入れている地域活動ホーム、地域作業所等への具体的な支援を行うとともに、連絡調整会議を実施する。

(5) 地域交流・ボランティアの確保と育成

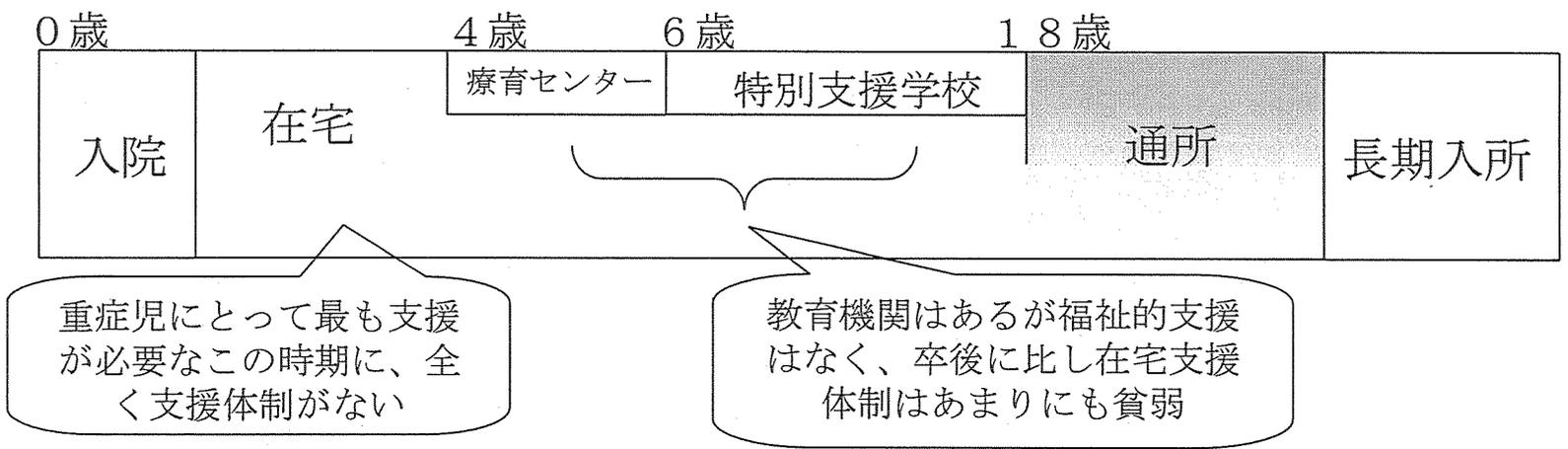
障害児者とその家族が地域で安心して生活するためには、地域住民の障害への理解促進と協力を深めることが重要である。また、多機能型施設の運営も職員集団だけでなく、地域のボランティアの協力を得て行っていくことが不可欠であることから、地域の行事への参加やボランティア講座の実施などについても検討する。

(6) 広報

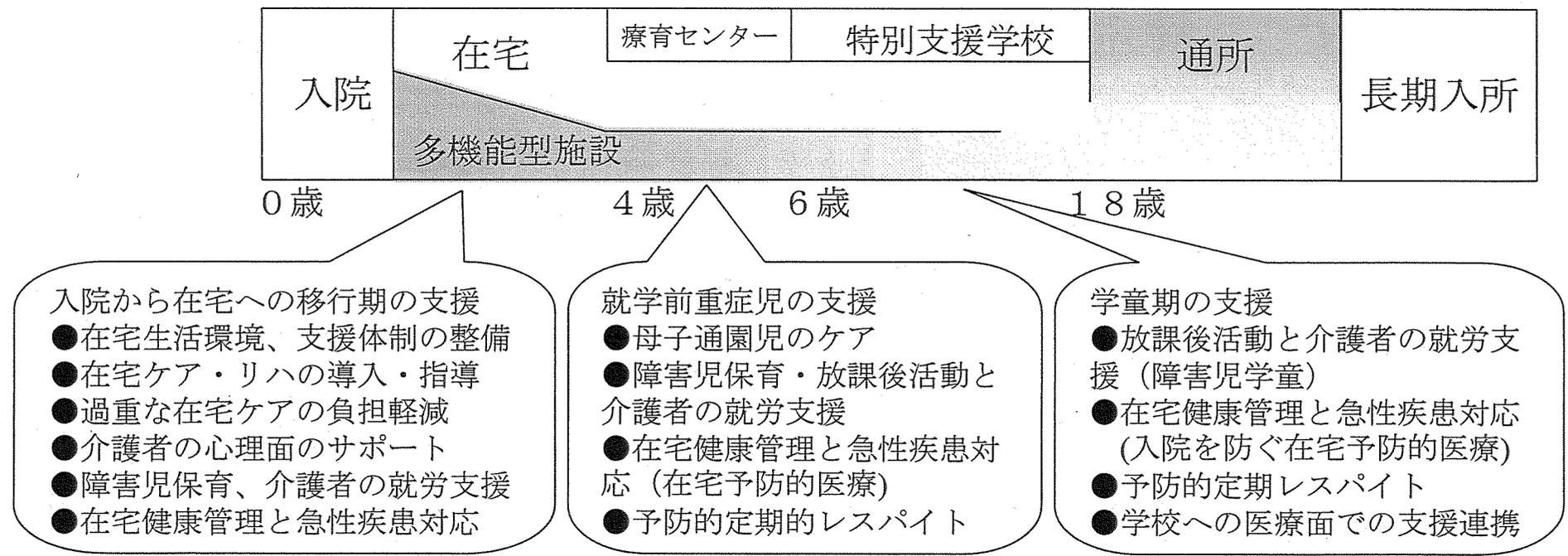
多機能型施設の事業内容等を地域や医療機関などに十分に周知していくことが大切である。このことにより地域との良好な関係を築くとともに、重症心身障害児者等の退院が円滑に行われることが期待される。特に医療機関への周知は、市が中心となっていく必要がある。

児童デイのイメージ

従来の重症児のライフステージと支援体制



多機能型施設の役割



■ 多機能型施設の名称について

介護保険の小規模多機能型事業所、障害者自立支援法の多機能型事業所と紛らわしいとの指摘があり、今後わかりやすい名称を検討していくことが必要

[現時点での名称(案)]

○(地域生活支援) “プチ”センター(医療的ケア対応型) …諫山委員

○横浜市重症児地域生活館…小林委員

○生活支援拠点(医療的ケア対応型) …事務局(その1)

○